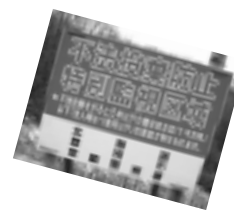


清潔で美しい登別を!!

4月1日から、 登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットの ふんの放置防止条例が施行されました



市民と行政の協働で、不法投棄などを監視しましょう

ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置をなくし、清潔で美しいまちにしようと、『登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例』が4月1日から施行されました。

この広い登別の区域を行政の力だけで不法投棄などから守ることは困難です。

市民の皆さんと行政の協働により、監視の目を光らせ、まちを不法投棄などから守らなくてはなりません。

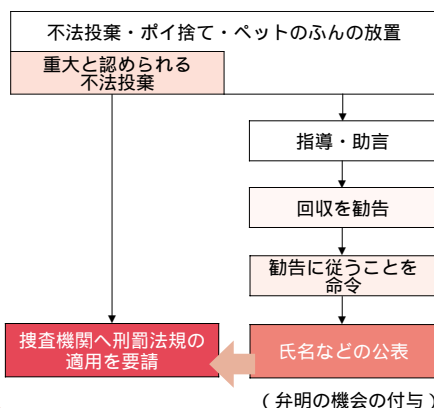
市は、次のとおり不法投棄などの防止対策を行っています。不法投棄などの現場を見かけた場合は、環境



悪質な違反への対応

- 軽犯罪法第1条第27号
公共の利益に反してみだりにごみなどを棄てた者
● 拘留または科料
- 道路交通法第76条第4項第5号
道路において進行中の車両などから物件を投げること
● 5万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条
何人もみだりにごみを捨ててはならない
● 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
● 法人に対しては1億円の加重罰など

不法投棄等発生後の対応(例)



▲放置されたペットのふんなどの清掃活動

- 市職員によるパトロールの実施
- 街頭啓発
- 警告看板やバリケードの設置
- 土地所有者への管理義務の啓発
- 登山や山菜採りなどの入山者、釣り人、学生へのポイ捨て防止啓発
- 郵便局やタクシー会社による不法投棄発見時の通報
- ペットの飼い主へのふん放置防止啓発

対策グループにご連絡ください。皆さんのご協力をお願いします。

不法投棄禁止

ごみや再生資源(廃家電製品、空きびんなど)を定められた場所以外に投棄・放置してはいけません。

市は、不法投棄をした者を徹底的に調査し、自己回収させ、悪質なケースは警察などと連携し、厳しく対処しています。

ポイ捨て禁止

空き缶やたばこの吸い殻、紙くずなどをみだりに捨ててはいけません。持ち帰るか適切に処理しましょう。

置き去りにしないで! ペットのふん

散歩中のペットのふんは、マナーを守って後始末をし、道路、河川敷、公園などの公共の場所や他人の土地などを汚してはいけません。

条例の用語説明

- ポイ捨て...空き缶、空きびん、紙くず、たばこの吸い殻その他これらに類する物を定められた場所以外に投棄し、または放置する行為をいいます。ただし、そのうち、複数回にわたる行為と多量に投棄し、または放置する行為は除きます。
- 不法投棄...条例では、ごみや再生資源を定められた場所以外に投棄し、または放置する行為をいいます。ただし、そのうちポイ捨てに当たる行為を除きます。

この特集についてのお問い合わせは
環境対策グループ

クリンクルセンター内
TEL 2958 FAX 2585
Eメール: cleancle@city.noboribetsu.hokkaido.jp